

# 厚生省豫防局の諸外國優生法實施狀況調

厚生省豫防局の調査になる諸外國に於ける優生法實施狀況は以下の如くである。

## 外國優生法概要調

獨逸

- 一、制定年月日 一九三三年七月一四日
- 二、目的 優生、防犯
- 三、對象 遺傳性精神異常及身體異常、アルコール中毒、性的異常
- 四、形式 任意、強制
- 五、方法 法斷種、去勢、妊娠中絶
- 六、判定機關 裁判所

- デンマーク
- 一、制定年月日 一九二九年一月一日
  - 二、目的 優生、社會、防犯
  - 三、對象 遺傳性精神異常、性的異常、其の他必要あるもの
  - 四、形式 任意、強制
  - 五、方法 法斷種、去勢
  - 六、判定機關 委員會又は裁判所

瑞典

- 一、制定年月日 一九三四年五月一八日
- 二、目的 優生、社會
- 三、對象 遺傳性精神異常
- 四、形式 任意、強制
- 五、方法 法斷種
- 六、判定機關 行政官廳又は醫師會議

諸國

- 一、制定年月日 一九三四年六月一日
- 二、目的 優生、社會、防犯
- 三、對象 遺傳性精神異常及身體異常、性的異常、其の他必要あるもの
- 四、形式 任意
- 五、方法 法斷種、去勢
- 六、判定機關 行政官廳又は委員會

芬蘭

- 一、制定年月日 一九三五年六月二三日
- 二、目的 優生、社會、防犯
- 三、對象 遺傳性精神異常、性的異常
- 四、形式 任意、強制
- 五、方法 法斷種、去勢
- 六、判定機關 行政官廳

加奈陀アルバータ州

- 一、制定年月日 一九二八年三月二八日
- 二、目的 優生
- 三、對象 遺傳性精神異常
- 四、形式 任意
- 五、方法 法斷種
- 六、判定機關 委員會

北米カリフォルニア州

- 一、制定年月日 一九〇九年四月二六日
- 二、目的 優生
- 三、對象 遺傳性精神異常、微毒、犯罪者
- 四、形式 任意、強制
- 五、方法 法斷種
- 六、判定機關 收容所長、委員會

(備考) アメリカは四十八州中三十二州立法せるも

中二十九州實施中、其の中心意四州、任意強制併用五州、強制十八州、不明二州

## 外國優生立法年次調

アメリカ

- インディアナ州 一九〇七年三月九日
- ワシントン州 一九〇九年三月二二日
- カリフォルニア州 一九〇九年四月二六日
- コネクティカット州 一九〇九年八月二二日
- ネヴァダ州 一九一〇年一月一日
- アイオワ州 一九一一年四月一〇日
- ニュージャージー州 一九一一年四月二一日
- ニューヨーク州 一九一二年四月一六日
- 北ダコタ州 一九一三年三月一三日
- カンサス州 一九一三年三月一四日
- ミシガン州 一九一三年四月一日
- ワイスコンシン州 一九一三年七月三〇日
- ネブラスカ州 一九一五年七月八日
- オレゴン州 一九一七年二月一九日
- 南ダコタ州 一九一七年三月八日
- ニューハムプシヤ州 一九一七年四月一八日
- 北カロライナ州 一九一九年三月一日
- アラバマ州 一九一九年九月二九日
- モンタナ州 一九三三年三月一五日
- デラウエア州 一九三三年四月二八日
- ヴァージニア州 一九二四年三月二〇日
- アイダホ州 一九二五年三月一三日
- ウタ州 一九二五年三月一六日

ミネソタ州	一九二五年四月八日
メーン州	一九二五年四月一日
ミシシッピ州	一九二八年四月二六日
西ヴァージニア州	一九二九年三月五日
アリゾナ州	一九二九年三月九日
ヴァーモント州	一九三一年三月二日
オクラホマ州	一九三一年四月二二日
南カロライナ州	一九三五年五月一七日
ジョージア州	一九三七年二月二六日

(備考) ネヴァダ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州は現在實施し居らず

加 奈 陀

アルバータ州	一九二八年三月二八日
ブリテンシユ・コロンビア州	一九三三年四月七日

ス イ ス

ワード縣	一九二八年九月三日
ベルン縣	一九三一年
デンマーク	一九二九年一月一日
メキシコ	
ペラクルツ州	一九三二年七月六日
獨逸	一九三三年七月二四日
瑞典	一九三四年五月一八日
諸 威	一九三四年六月一日
芬 蘭	一九三五年六月二三日
エストニア	一九三六年十一月二七日

外國優生法實施件數調

ア	男	女	計
メ	二七九五	一七八九五	三〇六九〇
リ	六六六五	六二七六	一二九四一
カ			
内カリフォルニア州			

ヴァージニア州	一三四八	一九二〇	三二五八
カンサス州	一三三〇	八二八	二〇四八
ミシガン州	四六四	一四七七	一九四一
ミネソタ州	三三三	一三二〇	一六三三
オレゴン州	四八四	八二三	一、三〇七
ウイスコンシン州	一四八	八六七	一、〇一五

(備考) 其の他の諸州は男女計未滿なり

加奈陀アルバータ州	四八	一五八	二〇六
(一九三五年迄)			
スイス、ワード縣			四六
(一九三四年迄)			
デンマーク			四〇〇
(一九三八年一月一日迄)			
獨逸	二八二八六	二七九五八	五六、二四四
(一九三四年三月三日迄)			
瑞典			二二九
(一九三五年三月三日迄)			

外國優生法實施病類別調(括弧内は總數に對する割合)

總數	九三三	三五	人
精神薄弱	二九二〇(三二%)	九六(二六%)	
精神分裂病	六二四六(六七%)	三三(三七%)	
内 躁 鬱 病	一一三(四%)	二二(三%)	
癲 癇	九(二%)	八〇(四%)	
酒 精 中 毒	五(〇%)	八〇(四%)	
病的 人 格	—	三三(六%)	
盲 體 畸 形	—	二(〇%)	
身體 畸 形	—	三(〇%)	
ハンチントン舞蹈病	—	三(〇%)	
珍らしき遺傳病	—	一(〇%)	
犯 罪 者	一六(一%)	—	

北米合衆國 獨逸伯林優生裁判所 (一九二九年一月一日迄) (一九三四年五月三〇日迄)

其の他 (五(〇%))

外國優生法實施判定調

獨逸(一九三四年末迄)			
申請數	四、九〇三	四、一六二	計 八、〇六五
斷種可決數	二八、二八六	二七、九五八	五六、二四四
取下及却下數	—	—	八、二五五
抗 告 數	—	—	八、二一九

厚生省豫防局の公立結核療養所狀況調

厚生省豫防局の發表になる東京市立療養所以下全國三十八箇所の公立結核療養所の狀況調査の中その主要なる數字を掲ぐれば次の如くである。

收容患者定員(昭和十四年三月現在)

既設三十八箇所合計	五、八九四
建設中十六箇所合計	四、七二一
退所事由調(開所以來、昭和十三年三月末迄)	

全 治	男 一、三六七	女 五二三	計 一、八八〇	割合 二・八%
略 治	男 二、〇三九	女 九五四	計 二、九九三	四・五%
輕 快	男 七、九一八	女 三、二〇六	計 一一、一二四	一六・八%
事 故	男 七、三二二	女 三、三三六	計 一〇、六五七	一六・一%
死 亡	男 二五、七三二	女 一三、八三三	計 三九、六〇五	五九・八%
合 計	男 四四、四一七	女 二二、八四二	計 六六、二五九	一〇〇・〇%

(備考) 報告洩れの熊本市立戸馳療養所を除く二十六箇所合計なり

死亡患者年齢別調(昭和十三年度)

一—一〇歳	男 七	女 八	計 一五
-------	-----	-----	------